

10月から
消費税は

10%

消費税の 軽減税率制度について

10月1日から消費税率が10%に引き上げられると同時に、「**酒類・外食を除く飲食料品**」と「**定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞**」には、**軽減税率(8%)**が適用されています。軽減税率の対象となる飲食料品の範囲は以下のとおりです。

テイクアウト・
宅配など



外食



飲食料品

(食品表示法に規定する食品)



酒類



人の飲用または
食用に供されるもの



ケータリングなど

有料老人ホーム
などで行う
飲食料品の提供



一体資産

※一定の一体資産は、
飲食料品に含まれます

医薬品・
医薬部外品など



軽減税率対象 8%

標準税率対象 10%

食品と食品以外のものがセットで一つの商品
であるもの。【例】紅茶と食器のセットなど

※一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であり、
かつ、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に
限り、全体が軽減税率の対象

事業者のみなさんへ

軽減税率制度のもとでは、複数の税率に対応した経理が必要です

対象品目の売上げ・仕入れの
両方がある課税事業者



売上げや仕入れについて、取引ごとの税率
により区分経理を行うことや、区分記載請
求書などを交付する必要があります。



どちらも、消費税の仕
入税額控除の適用を受
けるためには、区分記
載請求書など及び帳簿
の保存が必要です。

対象品目の売上げがなくとも、対象品目
の仕入れ(経費)がある課税事業者



仕入れ(経費)について、取引ごとの税率
により区分経理を行うなどの対応が必要
となります。



免税事業者



課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行うなどの
ため、区分記載請求書などの交付などの対応が必要になる場合があります。

より詳しく知りたい方は

国税庁特設サイト



消費税軽減税率電話相談センター

0120-205-553

受付時間 9時～17時(土日祝除く)

最寄りのお問い合わせ先

伊予三島税務署

個人課税部門 24-5412

法人課税第一部門 24-5413

※13ページに関連記事